

「奈良県 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」に対する策定委員からのご意見（質問）への対応について

	意見（質問）概要	回答
1	認知症基本法が2023年公布、2024年施行されましたので、認知症基本法の第3条の基本理念だけでも追加したほうが良いと思います。	認知症基本法の第3条の基本理念等を追加します。
2	認知症基本法の条文には、「認知症の人」という言葉が使われていますので、次のように修正したほうが良いと思います。 P61下から9行目とP65下から4行目 「本人」→「認知症の人」等	ご指摘のとおり、修正します。
3	認知症基本法の理念を施策に盛り込むべきであると思います。認知症当事者からのお話を直接聴くことは、認知症の人に対する認識を刷新する機会になります。このような機会を県のほうでも計画していただきたいと思います。	認知症についての正しい理解を深める機会や当事者の話を聴く機会を計画していきます。
4	P62下から7行目に「奈良県希望大使」とありますが、これについての説明がないようですので、読者には伝わりにくいと思います。また、P64下から8行目に、「地域版の希望大使の設置」とあります。奈良県希望大使と地域版の希望大使の関係性がわかりにくいです。 また、奈良県希望大使について、当事者からの意見や情報発信は今後大変重要であると思います。「奈良県希望大使として活動し、認知症の人として、意見を表明する機会の確保を行い、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせることへの理解と普及啓発を図る。」にしたほうが良いと思います。	P62下から7行目「奈良県希望大使」 P64下から8行目「地域版の希望大使」 →「奈良県希望大使(地域版希望大使)」へ修正します。 また、希望大使に限らず、当事者(認知症の人やその家族等)からの情報発信の機会をつくり普及啓発としていきます。
5	厚生労働省は認知症の人が外出等するときに、「希望をかなえるヘルプカード」の活用を進めています。このことを、P64の県民への普及啓発のところに追加していただきたく思います。年齢や認知症の有無に関わらず、県民すべてに普及することを願っています。	認知症の方の支援ツールのひとつとして、普及啓発していきます。

	意見（質問）概要	回答
6	P127～P131の表の市町村名が上から市町村順、かつ市政施行順になっています。P126その他多くのページでは5地域別の表が多いです。P127～P131の表の市町村名を、5地域ごとに市町村を並べ、5地域ごとに小集計を出していただくと、非常に見やすくなると思います。	ご指摘のとおり、p.127～131の表について圏域毎の小計を追記します。
7	P103上の「介護予防認知症対応型通所介護」とP106上の「認知症対応型通所介護」については、前者は要支援対象、後者は要介護対象であると思います。前者の表で、中和以外の見込み量がゼロなのはなぜだと考えておられますか？5地域でMCIの発症率は同じようなものだと思います。MCI段階での取り組みが良いと、認知機能が改善するといわれています。住んでいる地域によって受けられるサービスに差が生じているのでしょうか？	地域密着型サービスの見込量については市町村が推計することとなりますが、介護予防認知症対応型通所介護の実績がゼロであるため、見込量がゼロとなっていると想定されます。ただし、ご意見のとおり重要なサービスですので、市町村にも適切な見込みを行うよう指導を行ってまいりたいと考えております。
8	P126にある高齢者数・高齢化率の表ですが、令和2年 65歳以上県合計 414,576人となっていますが、第8期の資料P140を確認すると、416,467人となっています。間違いではないでしょうか？	令和2年の65歳以上高齢者数については414,576人であり、ご指摘のとおり第8期計画時より国勢調査数値が変更されています。ただしp.12表において、変更数値が反映されていなかったため修正します。
9	P140にある高齢者保険福祉に係る人材の表ですが、令和元年度の訪問介護員が54,995人となっています。第8期の資料を確認すると、57,044人となっています。令和4年度と同人数ですが、間違いはないでしょうか？訪問介護員の数字が第8期のままで表記されていると思われる。	ご指摘のとおり、誤りがありましたので修正します。
10	最後につけている資料編について、8期にある資料との比較を試みましたが、表記が変わっていることが多く分かりずかったです。	9期計画資料編については、市町村の地域差分析等を計画本編に持ってくるなど8期計画と構成を変更しております。ご意見は次期計画の課題とさせていただきます。
11	資料編P138の介護サービスの受給者数の施設サービスでは令和2年度と比較して-0.4%であるにもかかわらず、9期の計画書は令和22年に向けて全体に大きく伸ばしています。この理由を整理していただきたいと思えます。	県では高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)に向け介護サービス需要は増加すると考え整備を進める予定でございます。ただ、ご意見のとおり、令和2年と比較して施設サービスの伸びが増えていない一面もございます。近年のコロナ等感染症の影響等、様々な要因が考えられ、分析の重要性について認識しております。今後もデータを注視しながら施策に反映させていく予定です。